

社保審－介護給付費分科会	
第177回(R2.6.1)	資料1－2
介護給付費分科会－介護報酬改定検証・研究委員会	
第19回(R2.3.26)	資料1－2

(2) 介護サービスにおける機能訓練の状況等 に係る調査研究一式 (結果概要)(案)

(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

1. 調査の目的

- 平成30年度介護報酬改定において、外部の通所リハビリテーション(以下、リハ)事業所等のリハ専門職や医師等と連携して作成した計画に基づく介護を評価する生活機能向上連携加算の見直し・拡充が行われた。また機能訓練指導員の対象資格に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師が追加された。
- 本事業では、加算算定事業所・施設の特徴や算定する上での阻害要因の分析を行うとともに、上記見直しが、関係専門職(ケア職、リハ専門職、ケアマネジャーなど)や利用者に及ぼした効果等を明らかにすることを目的とした。

2. 調査方法

- アンケート調査: 生活機能向上連携加算に関する調査と機能訓練指導員に関する調査を実施した。

(令和2年1月23日時点 但し定期巡回・随時対応型訪問介護事業所の加算算定のみ3月6日時点)

	調査対象	母集団	抽出方法 ※1	発出数	回答数	回収率	有効回収率
生活機能向上連携加算に関する調査	通所介護事業所	算定 1142 非算定 40117	悉皆 無作為抽出	1142 1142	427 463	37.4% 40.5%	37.2% 40.0%
	認知症対応型通所介護事業所	算定 133 非算定 3235	悉皆 無作為抽出	133 133	58 57	43.6% 42.9%	42.9% 39.8%
	短期入所生活介護事業所	算定 167 非算定 10209	悉皆 無作為抽出	167 167	57 48	34.1% 28.7%	34.1% 28.7%
	特定施設入居者生活介護事業所	算定 265 非算定 5287	悉皆 無作為抽出	265 265	95 74	35.8% 27.9%	35.8% 27.9%
	認知症対応型共同生活介護事業所	算定 809 非算定 12386	悉皆 無作為抽出	809 809	351 315	43.4% 38.9%	43.3% 38.8%
	介護老人福祉施設	算定 462 非算定 9611	悉皆 無作為抽出	462 462	145 157	31.4% 34.0%	31.4% 33.8%
	訪問介護事業所	算定 125 非算定 32624	悉皆 無作為抽出	125 125	51 55	40.8% 44.0%	40.8% 43.2%
	小規模多機能型居宅介護事業所	算定 183 非算定 5375	悉皆 無作為抽出	183 183	55 65	30.1% 35.5%	29.0% 34.4%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	算定 15 非算定 698	悉皆 無作為抽出	15 698	7 278	46.7% 39.8%	46.7% 39.1%
	利用者票	算定 ※2 非算定 ※2	※2 無作為抽出	※2 3301	3141 3369	※2 32.7% ※2 30.7%	※2 31.9% ※2 29.6%
	ケアマネジャー票	※3	※3	3301	1079	32.7%	31.9%
	リハビリテーション事業所・医療提供施設票	※3	※3	3301	1013	30.7%	29.6%
機能訓練指導員に関する調査	通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、介護老人福祉施設	60381	※4	2268	1051	46.3%	46.1%

※1 災害救助法の適用地域を除き抽出

※2 一定のロジックを使って介護サービス事業所に利用者を選定、回答してもらっているため、母集団、発出数は不明であり、これに伴い回収率、有効回収率も不明である。

※3 介護サービス事業所にケアマネジャー、リハビリテーション事業所・医療提供施設を選定、依頼してもらっているため、母集団は不明である。

※4 サービス種別ごとに、機能訓練指導員としてはり師・きゅう師を配置している事業所・施設を悉皆で抽出し、またこれと同数となるよう配置していない事業所・施設を無作為抽出により抽出した。

- 介護保険総合データベース: 介護サービス事業所・施設全体での加算の算定状況、都道府県別、法人種別での集計を行った。

- ヒアリング調査: 通所介護事業所と訪問介護事業所各2事業所及び関連するリハビリテーション事業所・医療提供施設、ケアマネジャーを調査対象とし、調査員が訪問または電話により調査を行った。

(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

1. 生活機能向上連携加算の算定状況

(介護保険総合データベースを用いた分析)

※集計対象となるサービス提供年月:令和元年10月

- 生活機能向上連携加算を算定している事業所・施設は、全事業所・施設ベースで3.1%であった。これをサービス種別にみると、認知症対応型共同生活介護(7.6%)、介護老人福祉施設(6.3%)の算定率が他サービス種別に比べ高かった。
- 個別機能訓練加算の算定有無別にみると、通所介護と介護老人福祉施設では「個別機能訓練加算を算定している場合の区分で算定」(100単位)している場合が多いのに対し、短期入所生活介護と特定施設入居者生活介護については、「個別機能訓練加算を算定していない場合の区分で算定」(200単位)している場合の方が多かった。また、広域型か地域密着型かの違い別にみると、通所介護においては、広域型の事業所・施設による算定率の方が高かった。

図表 生活機能向上連携加算を算定している事業所・施設数・構成比

		事業所・施設数(件)						構成比(%)					
		全体	加算算定	加算Ⅰのみ 算定	加算Ⅱのみ 算定	加算Ⅰ、Ⅱ 両方算定	非算定	全体	加算算定	加算Ⅰのみ 算定	加算Ⅱのみ 算定	加算Ⅰ、Ⅱ 両方算定	非算定
①	通所介護	43,192	1,476	—	—	—	41,716	100.0%	3.4%	—	—	—	96.6%
②	認知症対応型通所介護	3,899	162	—	—	—	3,737	100.0%	4.2%	—	—	—	95.8%
③	短期入所生活介護	15,399	229	—	—	—	15,170	100.0%	1.5%	—	—	—	98.5%
④	特定施設入居者生活介護	10,202	371	—	—	—	9,831	100.0%	3.6%	—	—	—	96.4%
⑤	認知症対応型共同生活介護	14,842	1,130	—	—	—	13,712	100.0%	7.6%	—	—	—	92.4%
⑥	介護老人福祉施設	10,491	656	—	—	—	9,835	100.0%	6.3%	—	—	—	93.7%
⑦	訪問介護	33,053	130	31	92	7	32,793	100.0%	0.4%	0.1%	0.3%	0.0%	99.2%
⑧	小規模多機能型居宅介護	9,468	207	104	76	27	9,054	100.0%	2.2%	1.1%	0.8%	0.3%	95.6%
⑨	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	970	23	3	18	2	924	100.0%	2.4%	0.3%	1.9%	0.2%	95.3%
	全体	141,516	4,384	138	186	36	136,772	100.0%	3.1%	0.1%	0.1%	0.0%	96.6%

図表 個別機能訓練加算の算定有無別、広域型か地域密着型か否かの違いによる生活機能向上連携加算の算定状況

		A: 個別機能訓練加算の算定有無別の算定状況						B: 事業所・施設が広域型か地域密着型かの違いによる算定状況									
		事業所・施設数(件)			構成比(%)			事業所・施設数(件)			構成比(%)						
		全体	加算算定	① 個別機能訓練加算を算定していない場合の区分で算定	② 個別機能訓練加算を算定している場合の区分で算定	①、②の両方の区分を算定	加算算定	① 個別機能訓練加算を算定していない場合の区分で算定	② 個別機能訓練加算を算定している場合の区分で算定	①、②の両方の区分を算定	広域型のサービス(全体)	地域密着型サービス(全体)	加算算定	広域型のサービス	地域密着型サービス	広域型のサービス	地域密着型サービス
①	通所介護	43,192	1,476	299	1,006	171	3.4%	0.7%	2.3%	0.4%	24,023	19,169	1,476	1,143	333	4.8%	1.7%
②	認知症対応型通所介護	3,899	162	75	76	11	4.2%	1.9%	1.9%	0.3%	—	—	—	—	—	—	—
③	短期入所生活介護	15,399	229	165	40	24	1.5%	1.1%	0.3%	0.2%	—	—	—	—	—	—	—
④	特定施設入居者生活介護	10,202	371	191	167	13	3.6%	1.9%	1.6%	0.1%	9,849	353	371	346	25	3.5%	7.1%
⑥	介護老人福祉施設	10,491	656	225	414	17	6.3%	2.1%	3.9%	0.2%	8,129	2,362	656	502	154	6.2%	6.5%
	全体	83,183	2,894	955	1,703	236	3.5%	1.1%	2.0%	0.3%	42,001	21,884	2,503	1,991	512	4.7%	2.3%

(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

1. 生活機能向上連携加算の算定状況

(介護保険総合データベースを用いた分析)

※集計対象となるサービス提供年月:令和元年10月

- 都道府県別でみると、都道府県により算定割合に差がみられた。
- 法人種別でみると、全事業所・施設ベースで、医療法人(13.7%)が最も多く算定しており、ついで生協(6.8%)となっていた。特に認知症対応型共同生活介護では生協が22.1%と多い。

図表 生活機能向上連携加算を算定している事業所・施設数・構成比(都道府県別／通所介護)

順位	都道府県	全体			事業所・施設数			構成比			全体			事業所・施設数			構成比			全体			事業所・施設数			構成比								
		事業所	施設数	構成比	事業所	施設数	構成比	事業所	施設数	構成比	事業所	施設数	構成比	事業所	施設数	構成比	事業所	施設数	構成比	事業所	施設数	構成比	事業所	施設数	構成比	事業所	施設数	構成比						
1	北海道	1,583	49	3.1%	11	埼玉県	1,933	52	2.7%	21	岐阜県	735	41	5.6%	31	鳥取県	255	8	3.1%	41	佐賀県	471	14	3.0%	439	24	5.5%	12	千葉県	1,840	31	1.7%		
2	青森県	439	24	5.5%	12	千葉県	1,840	31	1.7%	22	静岡県	1,344	39	2.9%	32	島根県	338	7	2.1%	42	長崎県	590	33	5.6%	510	6	1.2%	13	東京都	3,291	68	2.1%		
3	岩手県	510	6	1.2%	13	東京都	3,291	68	2.1%	23	愛知県	2,119	87	4.1%	33	岡山県	764	37	4.8%	43	熊本県	786	31	3.9%	831	16	1.9%	14	神奈川県	2,415	40	1.7%		
4	宮城県	831	16	1.9%	14	神奈川県	2,415	40	1.7%	24	三重県	830	28	3.4%	34	広島県	933	62	6.6%	44	大分県	493	15	3.0%	365	3	0.8%	15	新潟県	703	8	1.1%		
5	秋田県	365	3	0.8%	15	新潟県	703	8	1.1%	25	滋賀県	546	23	4.2%	35	山口県	695	16	2.3%	45	宮崎県	630	12	1.9%	396	12	3.0%	16	富山県	442	17	3.8%		
6	山形県	396	12	3.0%	16	富山県	442	17	3.8%	26	京都府	656	36	5.5%	36	徳島県	322	28	8.7%	46	鹿児島県	689	28	4.1%	677	12	1.8%	17	石川県	389	16	4.1%		
7	福島県	677	12	1.8%	17	石川県	389	16	4.1%	27	大阪府	3,049	145	4.8%	37	香川県	400	26	6.5%	47	沖縄県	711	15	2.1%	1,001	39	3.9%	18	福井県	271	8	3.0%		
8	茨城県	1,001	39	3.9%	18	福井県	271	8	3.0%	28	兵庫県	1,788	81	4.5%	38	愛媛県	616	24	3.9%	合計		7,513	205	2.7%	732	12	1.6%	19	山梨県	450	11	2.4%		
9	栃木県	732	12	1.6%	19	山梨県	450	11	2.4%	29	奈良県	499	19	3.8%	39	高知県	350	14	4.0%															
10	群馬県	979	32	3.3%	20	長野県	844	36	4.3%	30	和歌山県	512	20	3.9%	40	福岡県	1,980	95	4.8%															

図表 生活機能向上連携加算を算定している事業所・施設数・構成比(法人種別)

順位	法人種別	①通所介護		②認知症対応型通所介護		③短期入所生活介護		④特定施設入居者生活介護		⑤認知症対応型共同生活介護		⑥介護老人福祉施設		⑦訪問介護		⑧小規模多機能型居宅介護		⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護		合計	
		全事業所	加算算定	全事業所	加算算定	全事業所	加算算定	全事業所	加算算定	全事業所	加算算定	全事業所	加算算定	全事業所	加算算定	全事業所	加算算定	全事業所	加算算定	全事業所	加算算定
1	社会福祉法人（社協以外）	9,091	4.8%	1,583	2.8%	12,138	1.2%	2,034	3.9%	3,435	6.1%	10,081	6.3%	3,504	0.8%	2,799	1.7%	260	1.5%	44,925	3.7%
2	社会福祉法人（社協）	1,488	2.2%	113	0.9%	186	0.5%	28	0.0%	99	1.0%	92	3.3%	1,434	0.6%	194	1.0%	11	0.0%	3,645	1.3%
3	医療法人	2,447	20.8%	467	18.6%	551	9.4%	649	14.2%	2,356	18.3%	1	0.0%	1,785	1.8%	1,087	8.4%	160	6.9%	9,503	13.7%
4	民法法人（社団・財団）	302	4.0%	48	8.3%	23	8.7%	61	4.9%	56	19.6%	0	-	436	0.2%	57	1.8%	15	0.0%	998	3.4%
5	営利法人	27,145	1.5%	1,348	1.9%	2,121	0.8%	7,204	2.6%	7,998	5.3%	1	0.0%	23,410	0.2%	4,391	1.3%	441	0.9%	74,059	1.6%
6	非営利法人（NPO）	1,533	0.7%	223	0.0%	64	1.6%	41	0.0%	603	2.3%	0	-	1,529	0.1%	561	0.4%	12	0.0%	4,566	0.6%
7	農協	204	3.9%	3	0.0%	23	0.0%	6	0.0%	14	7.1%	8	12.5%	234	0.9%	54	0.0%	6	0.0%	552	2.2%
8	生協	323	12.1%	47	0.0%	38	5.3%	28	7.1%	77	22.1%	0	-	402	2.0%	146	2.1%	32	9.4%	1,093	6.8%
9	その他法人	345	2.6%	35	0.0%	25	8.0%	64	3.1%	118	10.2%	14	7.1%	203	1.0%	109	0.9%	27	3.7%	940	3.2%
10	地方公共団体（都道府県）	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	1	0.0%	0	-	1	0.0%	0	-	2	0.0%
11	地方公共団体（市町村）	126	0.8%	8	0.0%	103	0.0%	24	0.0%	11	9.1%	189	4.8%	35	0.0%	5	0.0%	0	-	501	2.2%
12	地方公共団体（広域連合・一部事務組合等）	44	2.3%	3	0.0%	113	0.9%	28	0.0%	1	0.0%	98	3.1%	9	0.0%	0	-	0	-	296	1.7%
13	非法人（個人）	10	0.0%	3	0.0%	1	0.0%	2	0.0%	9	0.0%	0	-	14	0.0%	12	0.0%	1	0.0%	52	0.0%
99	その他	134	1.5%	18	0.0%	13	0.0%	33	9.1%	65	9.2%	6	0.0%	58	0.0%	52	1.9%	5	0.0%	384	3.1%

(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

2. 生活機能向上連携加算の算定事業所の特徴

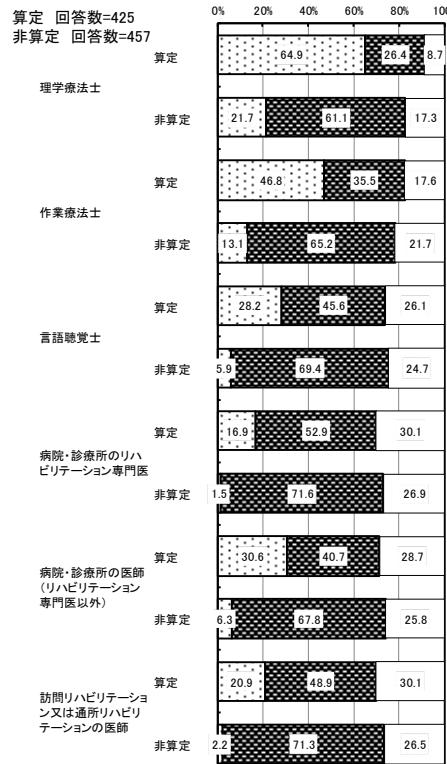
(調査対象事業所・施設票)

- 生活機能向上連携加算の算定事業所は、非算定事業所・施設に比べ、同一法人内の他事業所にリハ専門職等が在籍している割合が高かった。(介護老人福祉施設の病院・診療所のリハ専門医及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の病院・診療所のリハ専門医、病院・診療所の医師(リハ専門医以外)を除く)
- 法人種別によるリハ専門職等の在籍状況をみると、全てのリハ専門職等において、社会福祉法人に比べ医療法人で在籍している割合が高かった。(通所介護について)

※本結果概要(以後も同様)で示す「算定」、「非算定」は2019年3月時点における生活機能向上連携加算の算定状況を表したものであり、本調査で対象時点とした2019年9月時点における算定状況を指すものでは無い点に留意が必要。

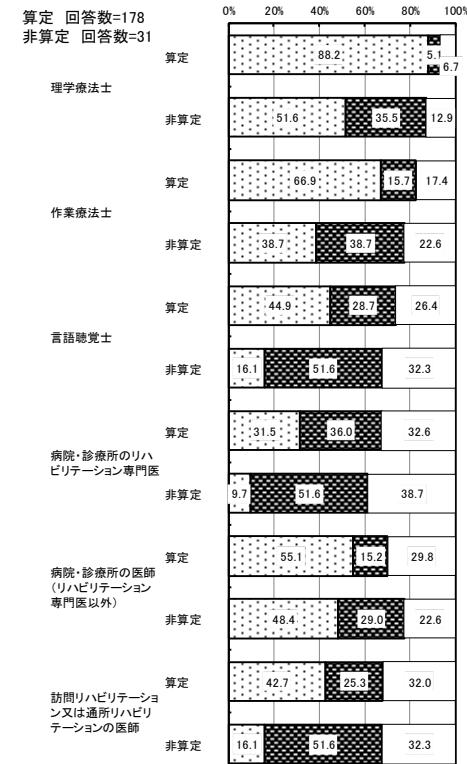
調査対象事業所・施設票 問1-9【全体】

図表 同一法人内の他事業所に
リハ専門職等は在籍しているか



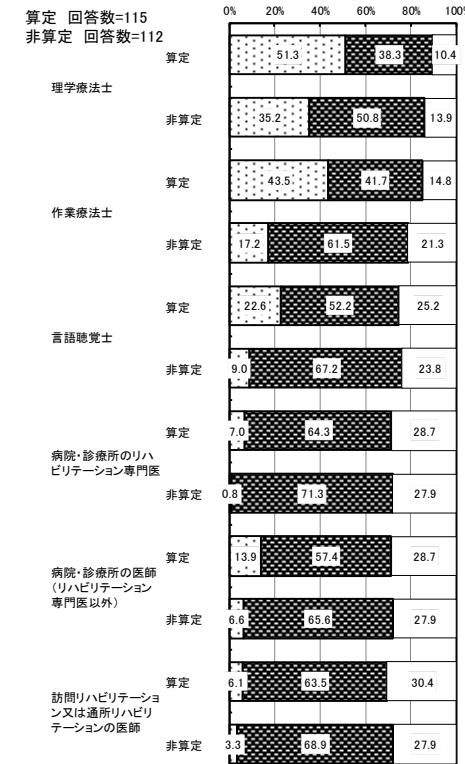
調査対象事業所・施設票 問1-9【医療法人】

図表 同一法人内の他事業所に
リハ専門職等は在籍しているか



調査対象事業所・施設票 問1-9【社会福祉法人】

図表 同一法人内の他事業所に
リハ専門職等は在籍しているか



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

3. 生活機能向上連携加算の算定に係る阻害要因

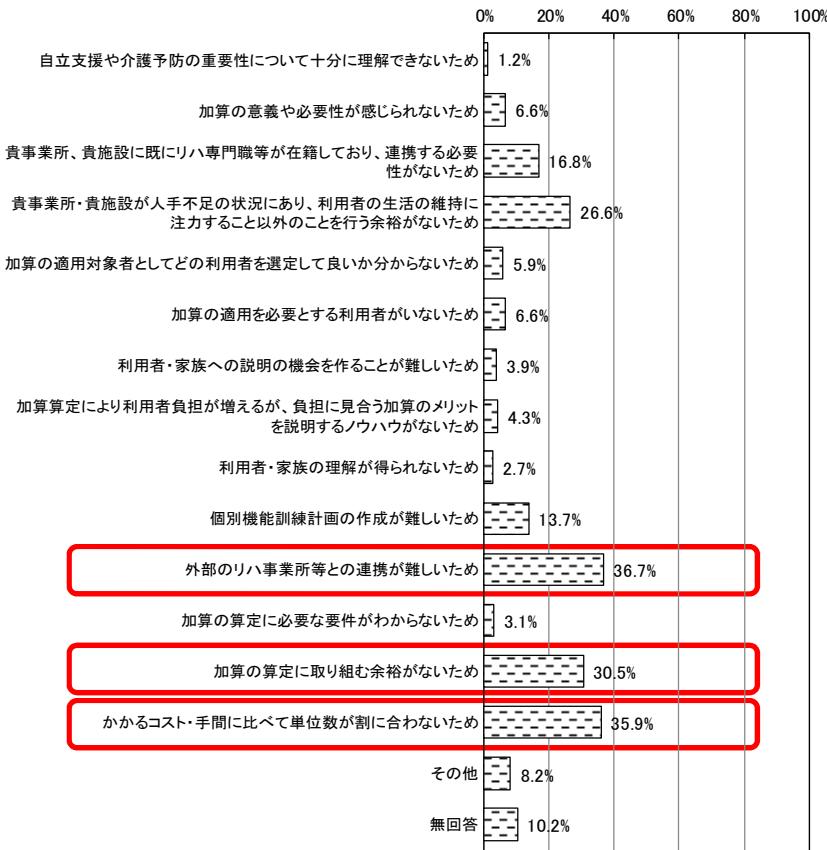
(調査対象事業所・施設票)

- 非算定事業所・施設が、加算を算定していない理由は、「外部のリハ事業所との連携が難しいため」との回答が多かった。(通所介護を含む6つのサービス種別において、この回答が最も多く、それぞれ約4~5割であった。)また、「かかるコスト・手間に比べて単位数が割に合わないため」との回答は、全てのサービスにおいて約2~4割であった。
- 訪問介護では「加算の適用を必要とする利用者がいないため」の回答が約3割であり、他サービスと比べて特に多かった。

調査対象事業所・施設票

問2-8【通所介護】

図表 加算を算定していない理由

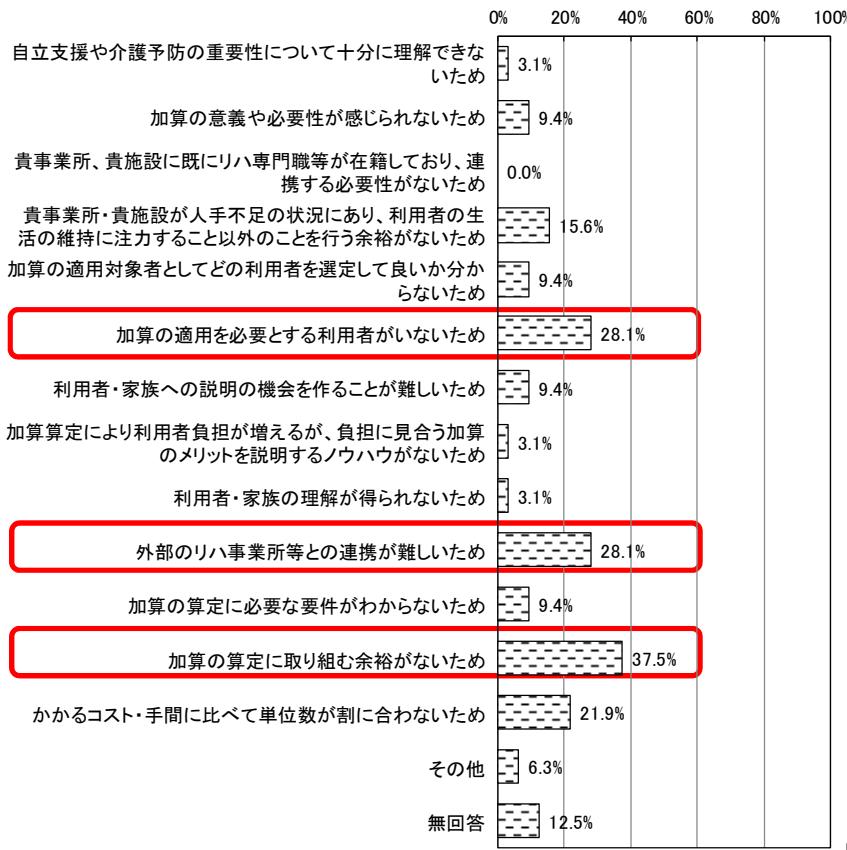


□ 非算定 回答数=256

調査対象事業所・施設票

問2-9②【訪問介護】

図表 加算を算定していない理由



□ 非算定 回答数=32

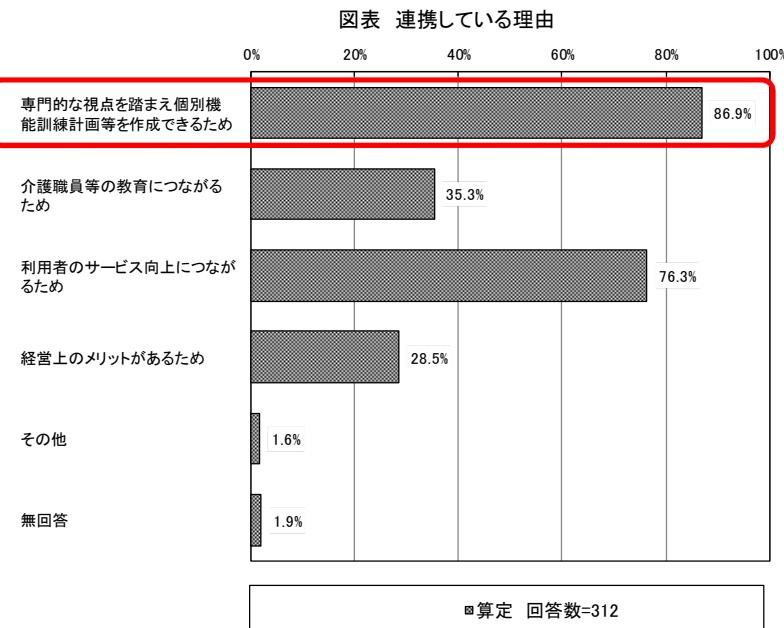
(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

4. 外部との連携状況

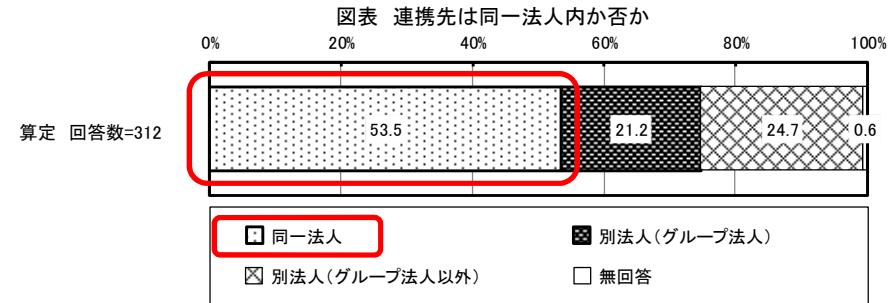
(調査対象事業所・施設票)

- 個別機能訓練計画を作成するまでの外部のリハ事業所等と連携を行う理由としては、「専門的な視点を踏まえ個別機能訓練計画等を作成できるため」の割合が全てのサービスにおいて最も高かった。
- 連携先との法人の関係については「同一法人」の割合が通所介護を含む7つのサービス(注1)で最も高く、連携先となるリハ事業所等については「病院」の割合が通所介護を含む7つのサービス(注2)で最も高かった。
(注1)通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護
(注2)通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

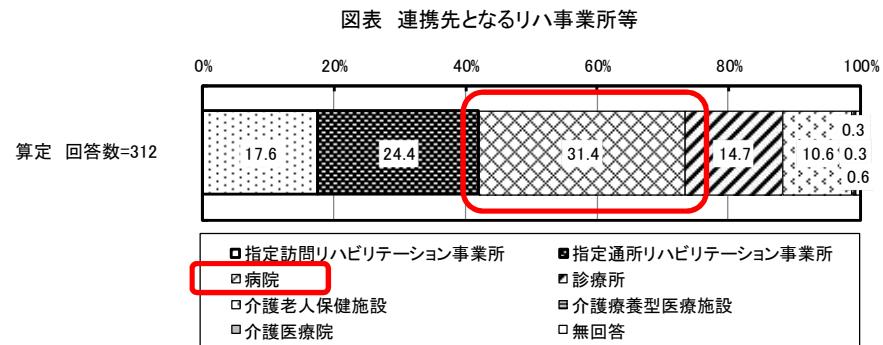
調査対象事業所・施設票 問3-4【通所介護】



調査対象事業所・施設票 問3-6【通所介護】



調査対象事業所・施設票 問3-7【通所介護】



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

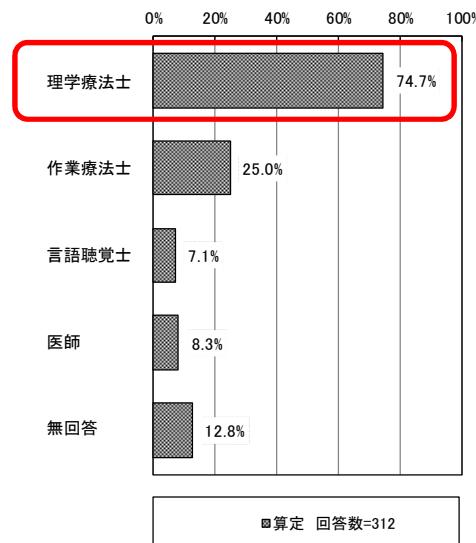
4. 外部との連携状況

(調査対象事業所・施設票)

- 個別機能訓練計画を作成する上で連携している職種としては、「理学療法士」の割合が最も高かった。
- 連携先による訪問頻度については、通所介護を含む6つのサービス(注1)では「1ヶ月に2回」もしくは「1か月に1回」の回答の割合が高く、訪問介護を含む3つのサービス(注2)では「3ヶ月に1回」の割合が高かった。
(注1)通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設
(注2)訪問介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

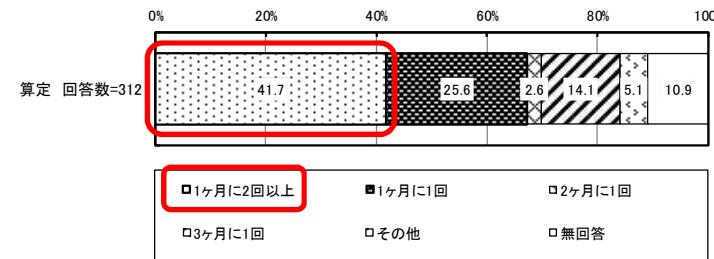
調査対象事業所・施設票
問3-9【通所介護】

図表 連携している職種



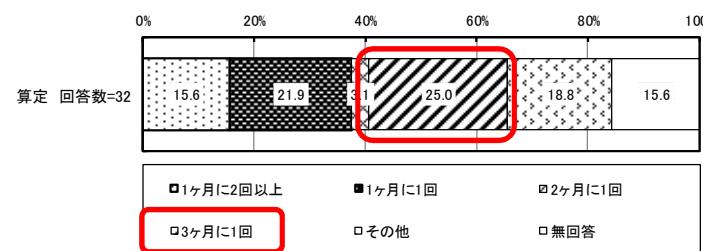
調査対象事業所・施設票 問3-10【通所介護】

図表 連携先による訪問頻度



調査対象事業所・施設票 問3-10【訪問介護】

図表 連携先による訪問頻度

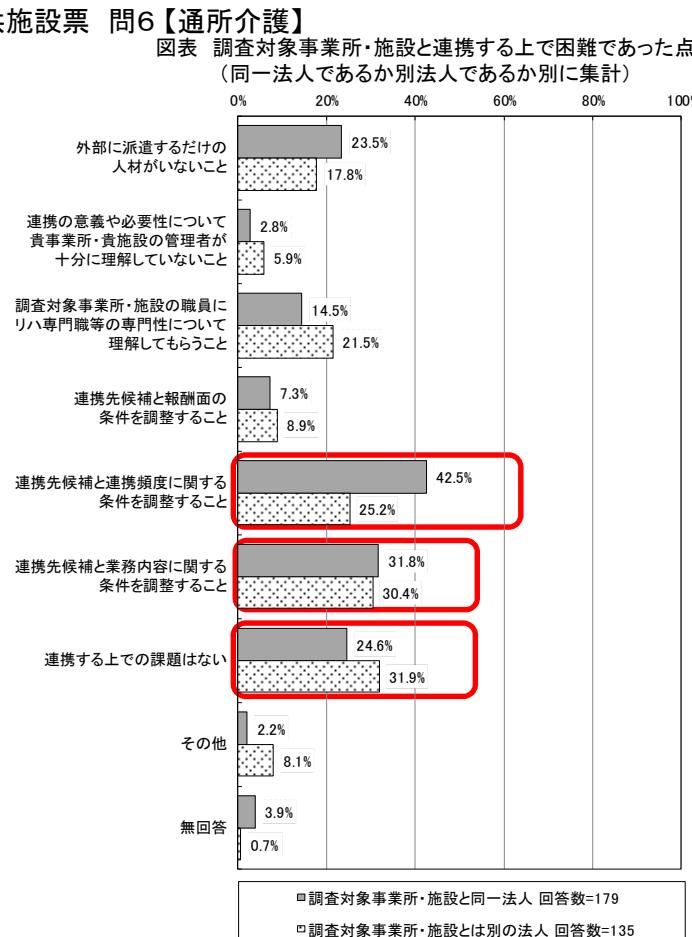
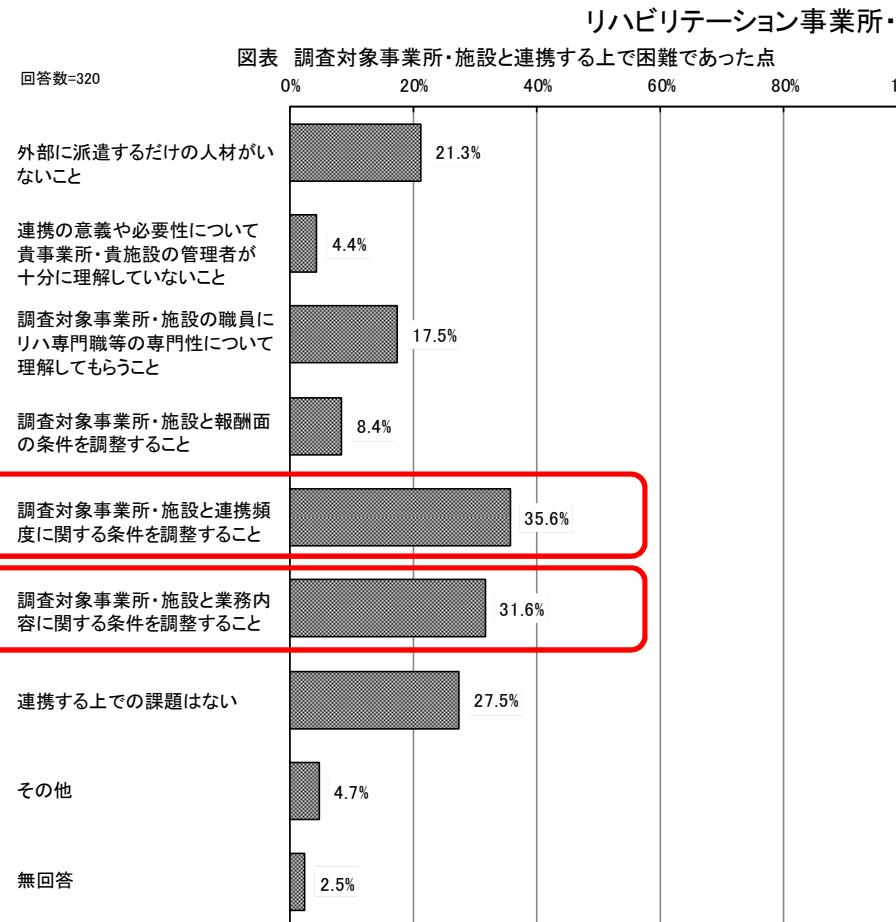


(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

4. 外部との連携状況

(リハビリテーション事業所・医療提供施設票)

- 連携先であるリハ事業所等が事業所・施設と連携する上で困難であった点は、「連携頻度に関する条件を調整すること」、「業務内容に関する条件を調整すること」を挙げるリハ事業所等が全体的に同数程度であった。
※但し、回答数が著しく少ない定期巡回・隨時対応型訪問介護看護は除く。
- 事業所・施設と同一法人の場合は「連携先候補と連携頻度に関する条件を調整すること」の回答が多く、別の法人の場合は「連携先候補と業務内容に関する条件を調整すること」「連携する上の課題はない」の回答が多くかった。



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

5. 生活機能向上連携加算の算定に係る効果

(調査対象事業所・施設票)

- 生活機能向上連携加算の算定による利用者のメリットは、要介護1、2と要介護3～5の利用者ともに、ほぼすべての項目において「とてもあてはまる」「ある程度あてはまる」の回答が多かった。
- 一方、「利用者本人の役割の再獲得や社会参加につながった」を効果として挙げる割合が最も低かった。

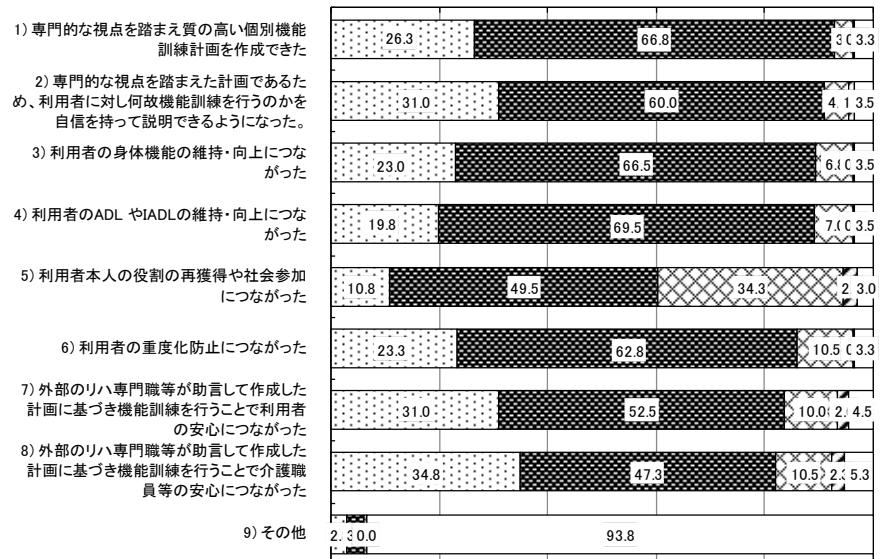
※短期入所生活介護、介護老人福祉施設を除く

調査対象事業所・施設票 問2-2【通所介護】

図表 生活機能向上連携加算の算定による利用者のメリット

①要介護1、2の利用者

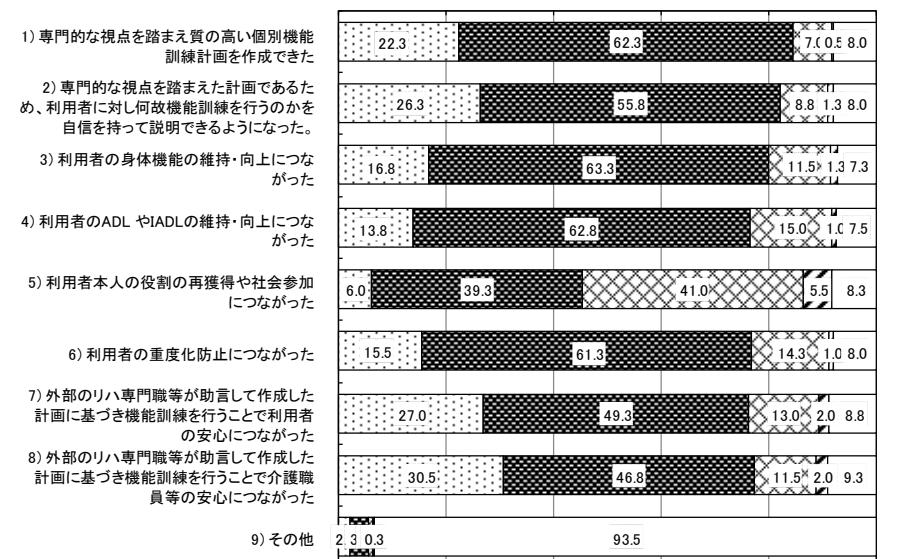
回答数=400



□ とてもあてはまる ■ ある程度あてはまる ▨ あまりあてはまらない
▣ 全くあてはまらない □ 無回答

②要介護3～5の利用者

回答数=400



□ とてもあてはまる ■ ある程度あてはまる ▨ あまりあてはまらない
▣ 全くあてはまらない □ 無回答

(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

5. 生活機能向上連携加算の算定に係る効果

(調査対象事業所・施設票)

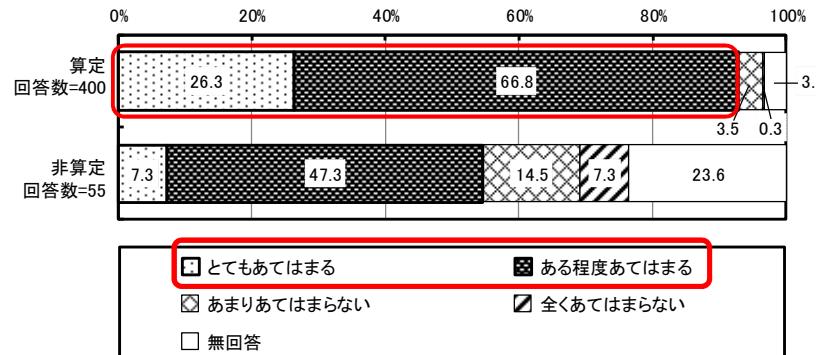
- 生活機能向上連携加算の算定による利用者のメリットについては、「専門的な視点を踏まえ質の高い個別機能訓練計画を作成できた」や「利用者のADLやIADLの維持・向上につながった」などの回答が特に高い割合を示した。
- 要介護1、2と要介護3～5の利用者ともに、算定事業所ではどの項目についても「とてもあてはまる」「ある程度あてはまる」との回答が多かった。

調査対象事業所・施設票 問2-2【通所介護】

図表 生活機能向上連携加算の算定による利用者のメリット

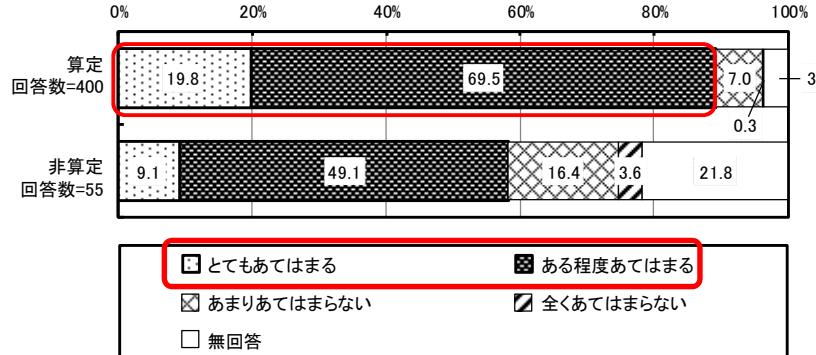
1) 専門的な視点を踏まえ質の高い個別機能訓練計画を作成できた

①要介護1、2の利用者

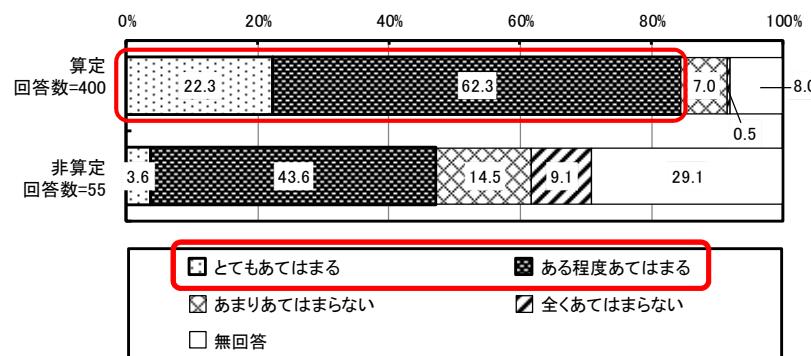


4) 利用者のADL やIADLの維持・向上につながった

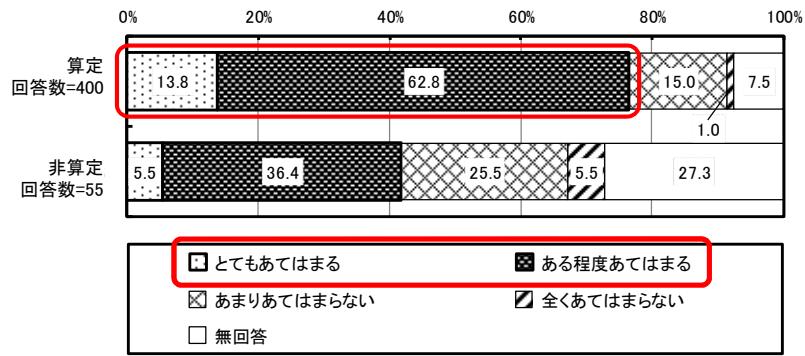
①要介護1、2の利用者



②要介護3～5の利用者



②要介護3～5の利用者



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

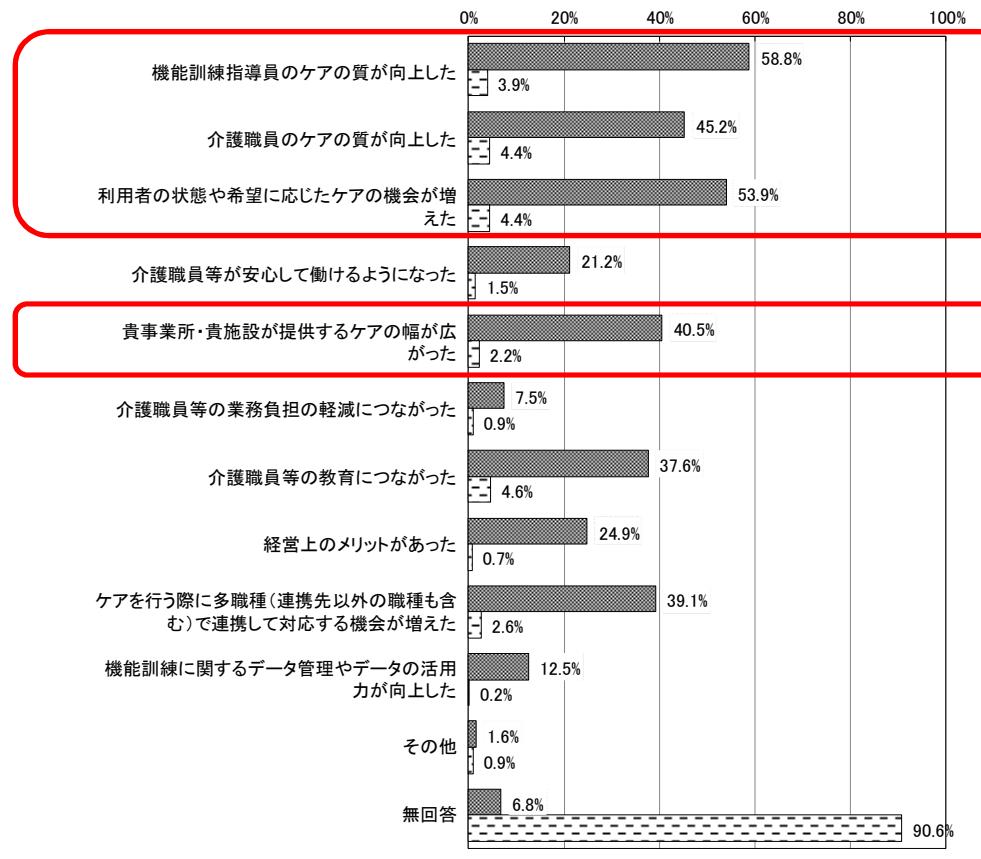
5. 生活機能向上連携加算の算定に係る効果

(調査対象事業所・施設票)

- 連携による事業所・施設側のメリットとして、「機能訓練指導員のケアの質が向上した」「介護職員のケアの質が向上した」「利用者の状態や希望に応じたケアの機会が増えた」「事業所・施設が提供するケアの幅が広がった」との回答が多かった。

調査対象事業所・施設票 問2-4【通所介護】

図表 連携による施設側のメリット



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

5. 生活機能向上連携加算の算定に係る効果

(リハビリテーション事業所・医療提供施設票)

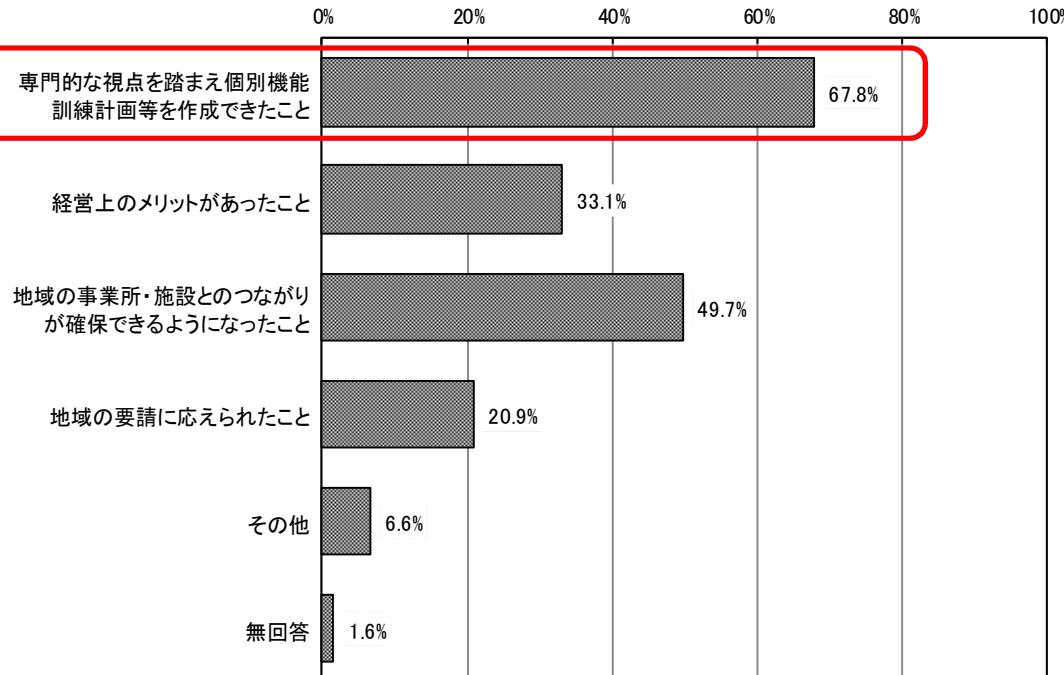
- リハ事業所等における連携によるメリットについては、「専門的な視点を踏まえ個別機能訓練計画等を作成できしたこと」としたリハ事業所等が全体的に最も割合が高く、次いで「地域の事業所・施設とのつながりが確保できるようになったこと」、「経営上のメリットがあったこと」であった。

※但し、回答数が著しく少ない定期巡回・随時対応型訪問介護看護は除く。

リハビリテーション事業所・医療提供施設票 問9【通所介護】

図表 連携によるメリット

回答数=320



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

6. 生活機能向上連携加算の算定等による利用者への効果

1) 調査対象事業所・施設が認識する利用者への効果①

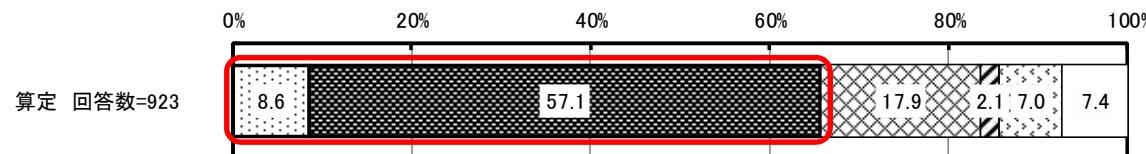
(利用者票 算定事業所・施設)

- 外部のリハ専門職等の助言による利用者の個別機能訓練計画等の改善度合いについては、「とても改善した」と「ある程度改善した」の合計が、いずれのサービスにおいても過半数を超えていた。

利用者票(算定事業所・施設) 問15【通所介護】

※調査対象区分1のみ

図表 助言により利用者の計画はどの程度改善したか



とても改善した

ある程度改善した

あまり改善していない

全く改善していない

連携する前は利用者の個別機能訓練計画等は作成していなかったためどの程度改善したかは回答できない

無回答

(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

6. 生活機能向上連携加算の算定等による利用者への効果

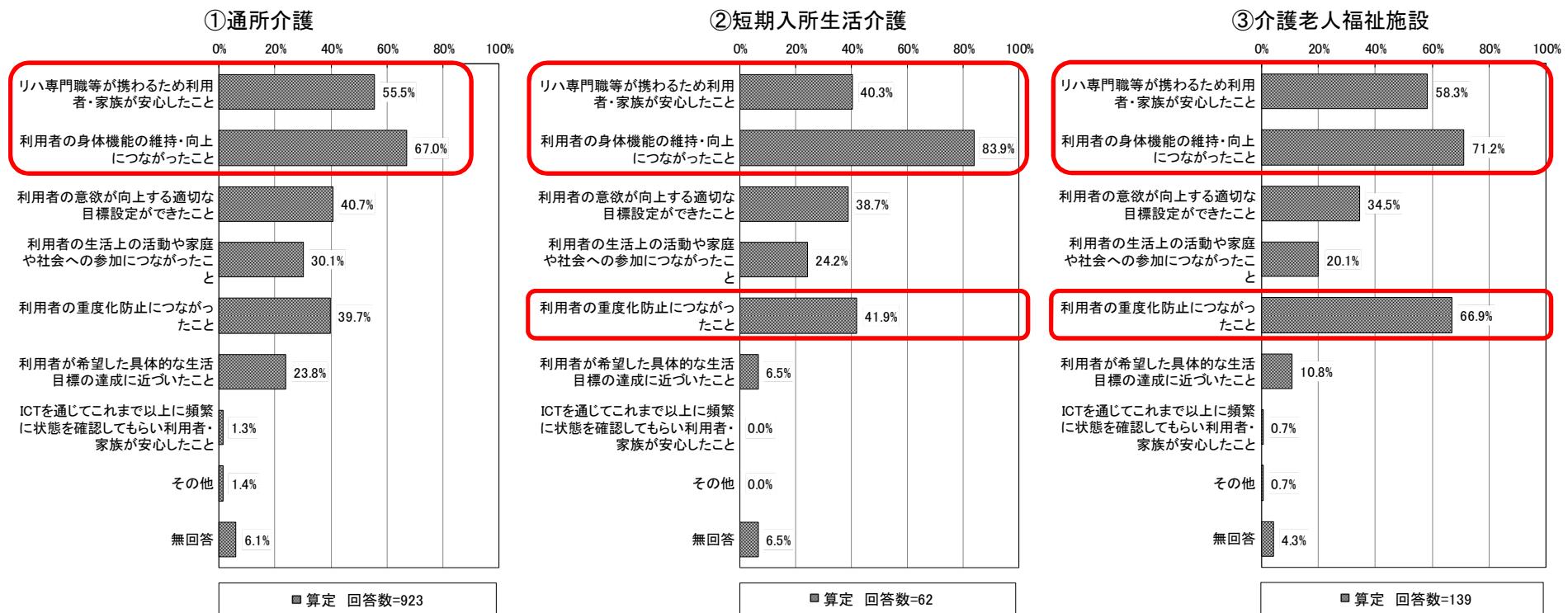
1) 調査対象事業所・施設が認識する利用者への効果①

(利用者票 算定事業所・施設)

- リハ専門職等と連携して個別機能訓練計画等を作成した事により利用者が享受したメリットについては、「利用者の身体機能の維持・向上につながったこと」や「リハ専門職等が携わるため利用者・家族が安心したこと」との回答が多く、特に短期入所生活介護においては、「利用者の身体機能の維持・向上につながったこと」との回答が8割以上であった。
- また、短期入所生活介護及び介護老人福祉施設においては、「利用者の重度化防止につながったこと」との回答が多かった。

利用者票(算定事業所・施設) 問16 ※調査対象区分1のみ

図表 リハ専門職等と連携し個別機能訓練計画等を作成したことによる利用者が享受したメリット



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

6. 生活機能向上連携加算の算定等による利用者への効果

(利用者票 算定事業所・施設)

2) 調査対象事業所・施設が認識する利用者への効果②

- リハ専門職等と連携して個別機能訓練計画等を作成した事により利用者が享受したメリットについては、60歳以上の利用者については、「利用者の身体機能の維持・向上につながったこと」や「リハ専門職等が携わるため利用者・家族が安心したこと」との回答が多かった。
 - 「利用者の生活上の活動や家庭や社会への参加につながったこと」の回答では、通所介護及び認知症対応型通所介護では約3割であるが、特定施設入居者生活介護、訪問介護及び小規模多機能型居宅介護では約1割と低かった。

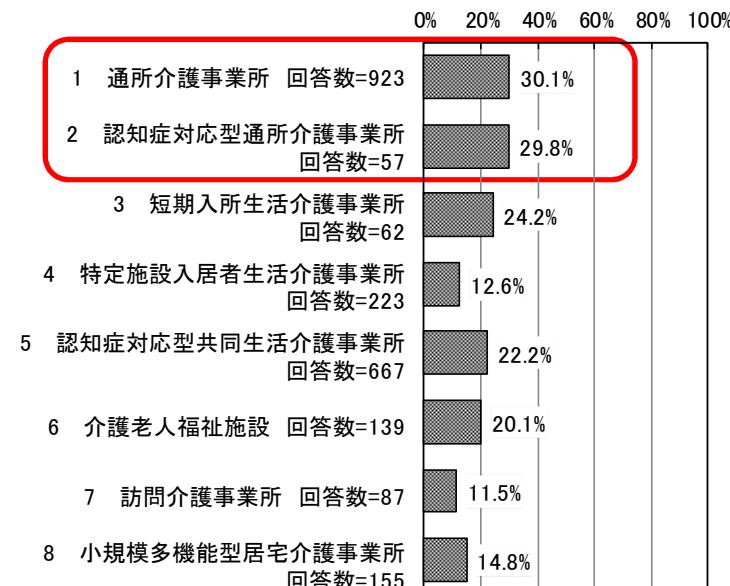
※但し、回答数が著しく少ない定期巡回・隨時対応型訪問介護看護は除く。

利用者票(算定事業所・施設) 間16【通所介護】※調査対象区分1のみ

図表 リハ専門職等と連携し個別機能訓練計画等を作成したことによる利用者が享受したメリット

利用者票(算定事業所・施設) 間16【通所介護】※全区分を対象

图表 リハ専門職等と連携し個別機能訓練計画等を作成したことによる利用者が享受したメリットのうち「利用者の生活上の活動や家庭や社会への参加につながったこと」の回答割合をサービス種別間で比較



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

6. 生活機能向上連携加算の算定等による利用者への効果

(参考)外部のリハ専門職等の助言による具体的な効果

(利用者票 算定事業所・施設)

算定事業所・施設 利用者票 問15-2

図表 助言による具体的な状況変化

➤ 訓練内容の変化

- 1つの問題点に対してアプローチの種類が増え、また目標を達成した時の予測できるリスクに対し先回りして対処できるようになった。
- 訓練を行う上で注意すべき点などが、専門職の意見で理解できた。利用者様の自主トレ(自宅での)も実施できるようになっている。
- 詳しい訓練内容が理解できた事と、専門的な意見で、訓練中の注意事項がわかつた。
- 本人に合った運動量や機能訓練の方法がわかるようになった。歩行の様子や身体機能の面で疑問があつた際に相談でき、適切なアドバイスを得られた。
- 飲み込みやすいポジションの指示、ポジショニングの指示があり、より安全にケアできるようになった。

➤ 本人の状態の変化

- 足の上がりが悪いので下肢の強化を行っていたが、助言を受けて、体幹を強化したところ足の上がりが良くなりました。
- 平らな所での歩行訓練を、応用歩行ができるような感じで歩行はじめた。
- 表情が明るくなり、意識レベルの向上や発語が聞かれるようになった。声掛けで立ち上がりなどの動作ができていることが増えた。
- 上下肢機能の維持、向上を図られることになり、自主的な歩行練習日課活動へつながった。意欲の向上も図られ、趣味であったカメラ撮影等、活動範囲も広がったように思われる。
- 見守りも職員により対応が違っていたが、本人との安全な距離立ち位置が統一できた。

(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

6. 生活機能向上連携加算の算定等による利用者への効果

3) 調査対象事業所・施設が認識する利用者の課題別の変化

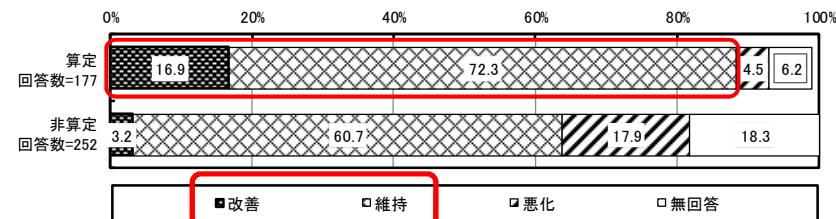
(利用者票 算定事業所・施設、
非算定事業所・施設)

- 生活機能向上連携加算の算定前後を比較したところ、利用者の課題ごとのADL、IADLの変化の状況において、主に「更衣」「階段昇降」「入浴」「排泄」では、全てのサービスの算定事業所・施設が、非算定事業所・施設の改善した割合を上回った。
※但し、回答数が著しく少ない定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く
- 算定事業所・施設では、全サービスともほぼすべての課題において、ADL、IADLが改善もしくは維持した割合が、非算定事業所・施設を上回った。

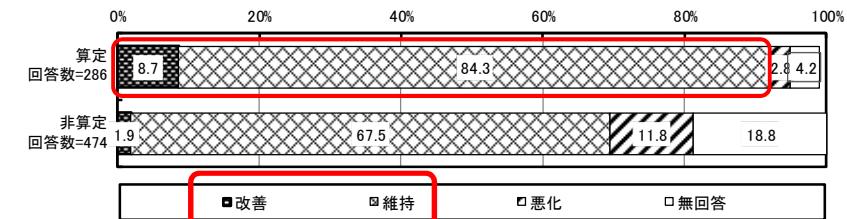
算定事業所・施設 利用者票 問8【通所介護】、非算定事業所・施設 利用者票 問8【通所介護】
※調査対象区分1のみ

図表 算定事業所及び非算定事業所における利用者の課題ごとのADLの変化の状況

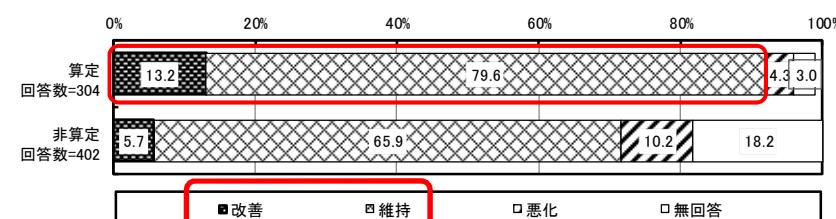
①ADLの項目:更衣



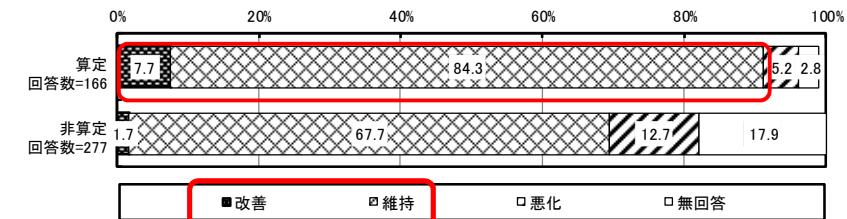
③ADLの項目:入浴



②ADLの項目:階段昇降



④ADLの項目:排泄



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

6. 生活機能向上連携加算の算定等による利用者への効果

4)リハビリテーション事業所、

ケアマネジャーが認識する利用者のメリット

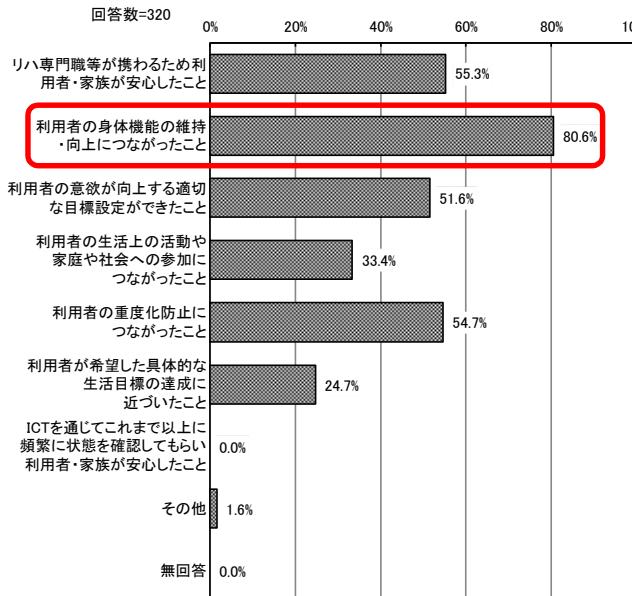
(リハビリテーション事業所・医療提供施設票
、ケアマネジャー票)

- 連携して個別機能訓練計画等を作成したことによる利用者のメリットとして、リハ事業所等からみると、「利用者の身体機能の維持・向上につながったこと」と回答した施設が最も多い、連携したサービス毎にそれぞれ約5～9割であった。
- 同じく、ケアマネジャーからみると、「利用者の身体機能の維持・向上につながったこと」との回答が、訪問介護以外では最も多く、約7～9割であった。訪問介護では、「リハ専門職等が携わるため利用者・家族が安心したこと」との回答が最も多く、約7割であった。

※但し、回答数が著しく少ない定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を除く

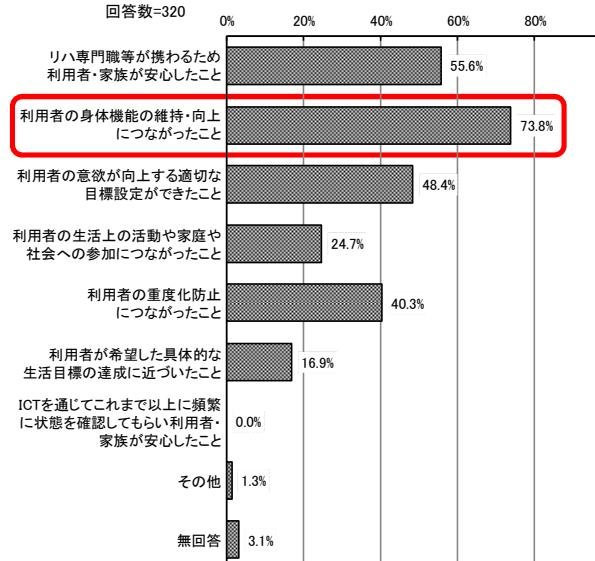
リハビリテーション事業所・医療提供施設票
問13【通所介護】

図表 利用者が享受したメリット



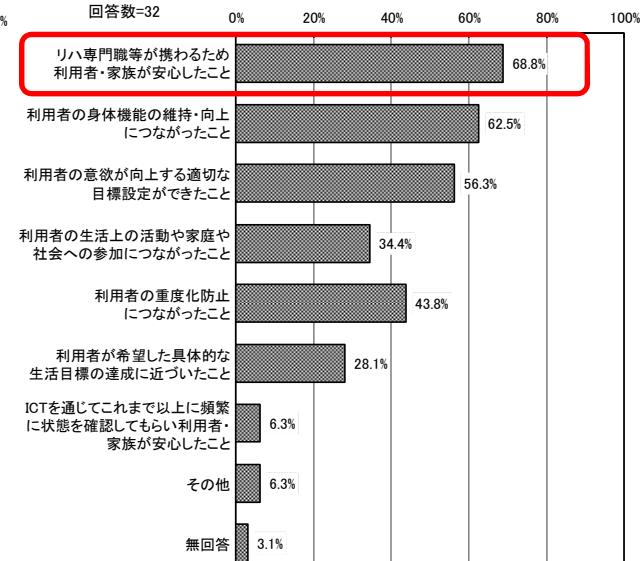
ケアマネジャー票
問12【通所介護】

図表 利用者が享受したメリット



ケアマネジャー票
問12【訪問介護】

図表 利用者が享受したメリット



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

6. 生活機能向上連携加算の算定等による利用者への効果

5) ケアマネジャーが認識する計画への好影響

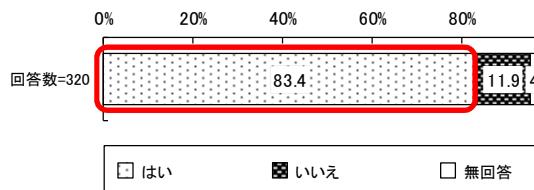
(ケアマネジャー票)

- 事業所・施設とりハ事業所等が連携することで機能訓練等に関する専門的な知見が新たに計画に反映されたか否かについて、「はい」と回答したケアマネジャーは、関与したサービス毎に約7～9割であった。
- 専門的な知見による計画の改善内容については、「ADLやIADLの維持向上に関する内容が増えた」としたケアマネジャーが、ほとんどのサービス種別において約8～9割いた。
- また、事業所・施設とりハ事業所等が連携することにより、ケアプランの内容に何らかの良い影響があると考えるかについて、「はい」と回答したケアマネジャーは、関与したサービス毎に9割以上であった。

※但し、回答数が著しく少ない定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を除く

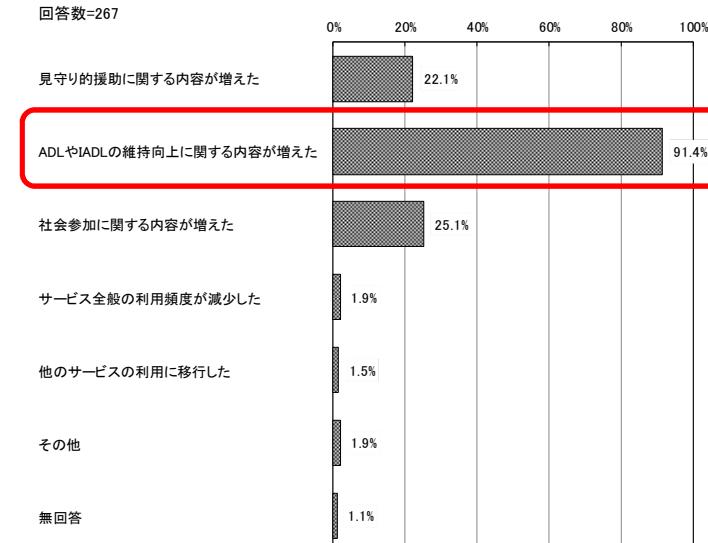
ケアマネジャー票 問10【通所介護】

図表 連携により専門的な知見が
新たに計画に反映されたか



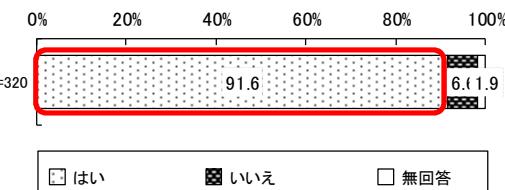
ケアマネジャー票 問11【通所介護】

図表 専門的な知見による計画の改善内容



ケアマネジャー票 問13【通所介護】

図表 連携による、ケアプラン内容の見直しへの好影響の有無



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

7. 生活機能向上連携加算の算定に関わる職種における連携に対する意識等

1) ケアマネジャーの関与①

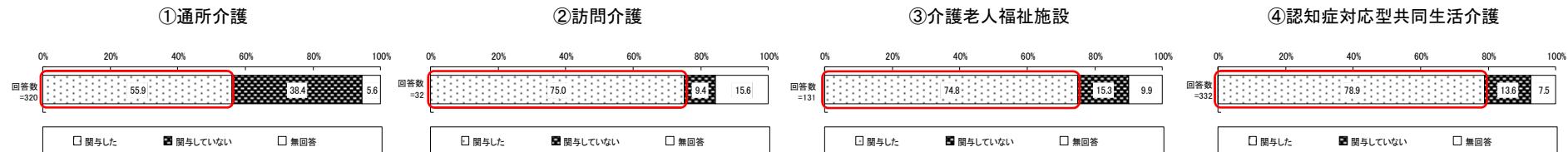
(ケアマネジャー票)

- 事業所・施設とりハ事業所等の連携にあたり、ケアマネジャーが事前に何らかの関与(注)をしたかどうかについては、「関与した」との回答が約6~9割であった。
- 利用者へ生活機能向上連携加算の適用を働きかける主体については、通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、訪問介護では、事業所・施設が約6~7割と最も多かった。また、介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護では、ケアマネジャーが最も多かった。

(注)関与とは、調査対象事業所・施設とりハ事業所等との間の連携をつくるために、双方の機関に関する情報提供や仲介などを行うことをいう

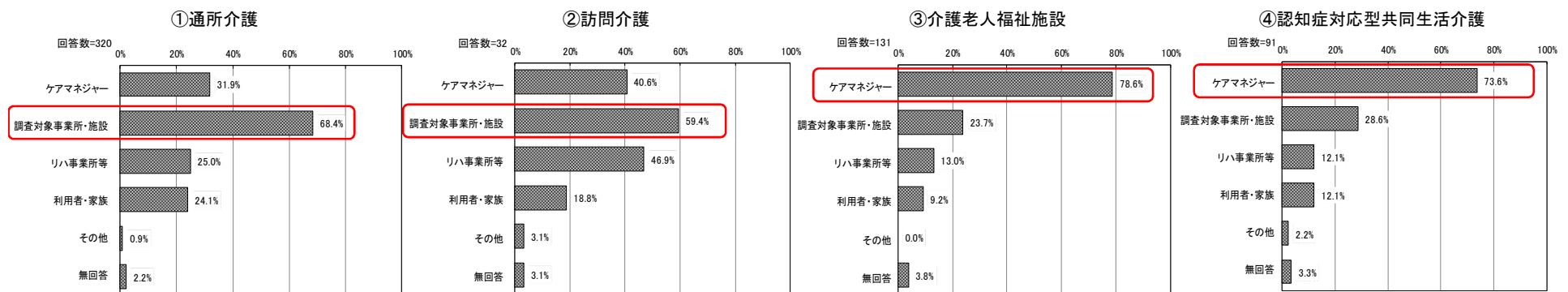
ケアマネジャー票 問8

図表 調査対象施設とりハ事業所等との連携に関与したか



ケアマネジャー票 問9

図表 利用者へ連携加算の適用を働きかける主体



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

7. 生活機能向上連携加算の算定に関わる職種における連携に対する意識等

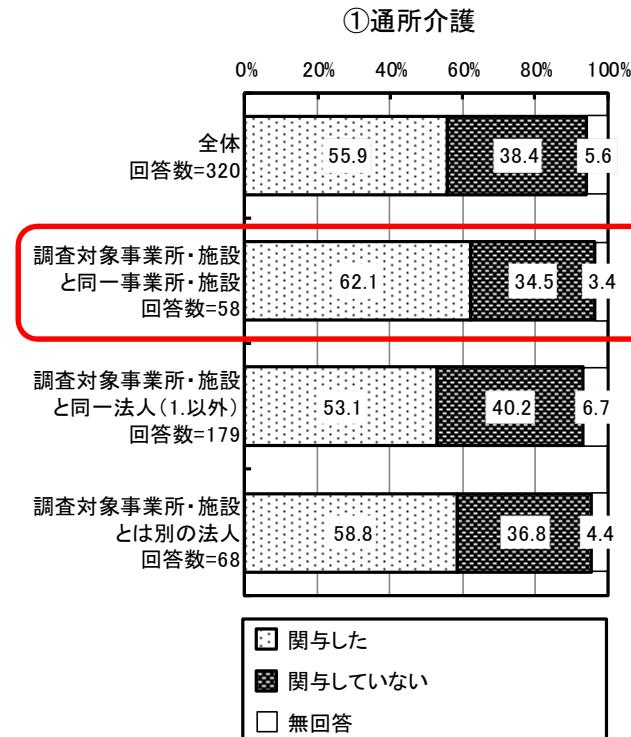
1) ケアマネジャーの関与②

(ケアマネジャー票)

- 事業所・施設とリハ事業所等の連携にあたり、ケアマネジャーが事前に何らかの関与をしたかどうかについては、ケアマネジャーが調査対象事業所等と同一事業所・施設の場合は「関与した」との回答が特に多かった。一方、別法人の場合は、認知症対応型通所介護のみ、「関与していない」の回答が多かった。

ケアマネジャー票 問8

図表 調査対象事業所・施設とリハ事業所等の連携にあたり、事前に何らかの関与をしたか
(ケアマネジャーの所属する事業所・施設と調査対象事業所・施設との関係)



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

7. 生活機能向上連携加算の算定に関わる職種における連携に対する意識等

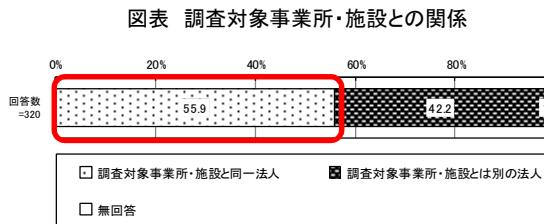
2) 連携先であるリハ事業所等と

調査対象事業所・施設との関係と連携の動機

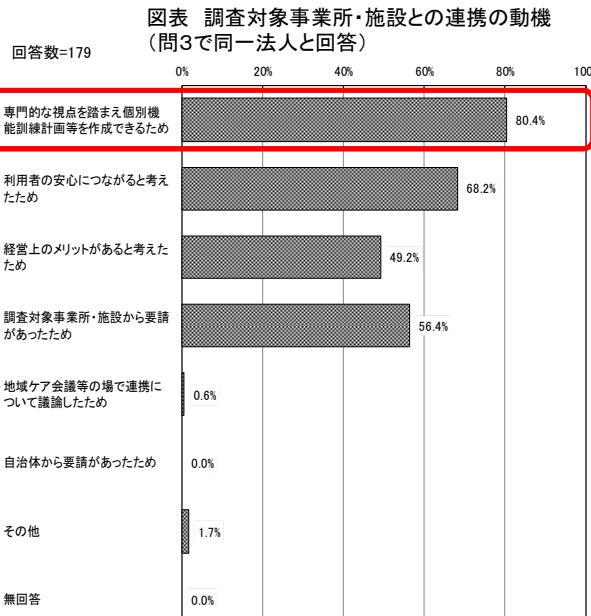
(リハビリテーション事業所・医療提供施設票)

- 連携先であるリハ事業所等と事業所・施設との関係は、通所介護を含む6つのサービスにおいて「同一法人である」と回答したのが、「異なる法人である」と回答した割合を上回った。
※但し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は「同一法人である」とした回答のみであった。
- リハ事業所等が事業所・施設と連携した動機については、通所介護においては、同一法人では「専門的な視点を踏まえ個別機能訓練計画等を作成できるため」としたリハ事業所等が最も多いかった。また、別法人では「調査対象事業所・施設から要請があったため」としたリハ事業所等が最も多いかった。

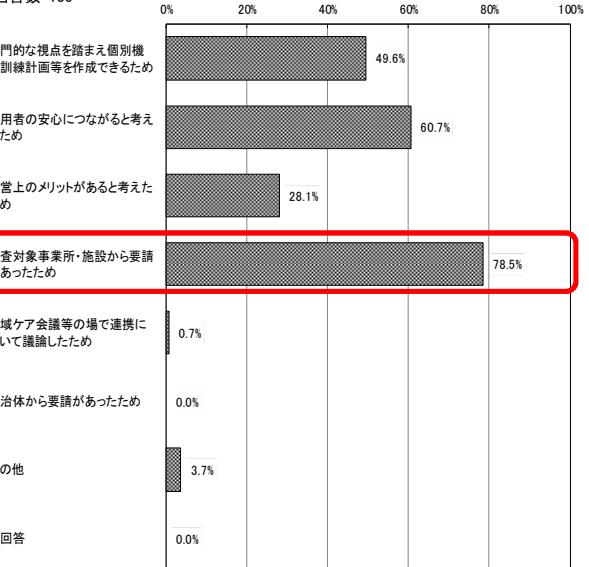
リハビリテーション事業所・医療提供施設票
問3【通所介護】



リハビリテーション事業所・医療提供施設票 問4【通所介護】



図表 調査対象事業所・施設との連携の動機
(問3で別法人と回答)



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

7. 生活機能向上連携加算の算定に関わる職種における連携に対する意識等

3)リハ事業所等が実施した業務

(リハビリテーション事業所・医療提供施設票)

- リハ事業所等の種類ごとの実施した業務について、ほぼ全てのリハ事業所等において「機能訓練の内容への助言」「日常生活における介護の留意点や工夫等について助言した」との回答が多くったが、大きな差はなかった。
- 事業所・施設に所属する機能訓練指導員の保有する資格別での実施した業務について、「機能訓練の内容への助言」「日常生活における介護の留意点や工夫等について助言した」との回答が多くったが、大きな差はなかった。

リハビリテーション事業所・医療提供施設票 問7
【全サービス種別合計】

図表 リハ事業所等の種類ごとの実施した業務について

	回答数	評能 A 価・D を認 行知・ つ機 身た能体 等機 の	の機 能訓 練の 内 容 へ	し夫 介日 た等護 常 にの生 つ留活 い意 にて点 お 助や け 言工 る	その 他	無 回答
全体	1058	859	953	930	67	5
	100.0	81.2	90.1	87.9	6.3	0.5
指定訪問リハビリテーション事業所	144	122	130	130	15	0
	100.0	84.7	90.3	90.3	10.4	0.0
指定通所リハビリテーション事業所	188	151	165	163	16	0
	100.0	80.3	87.8	86.7	8.5	0.0
病院	268	203	238	235	15	4
	100.0	75.7	88.8	87.7	5.6	1.5
診療所	281	239	255	248	8	1
	100.0	85.1	90.7	88.3	2.8	0.4
介護老人保健施設	159	133	148	136	12	0
	100.0	88.6	93.1	85.5	7.5	0.0
介護療養型医療施設	12	5	11	12	0	0
	100.0	41.7	91.7	100.0	0.0	0.0
介護医療院	6	6	6	6	1	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	16.7	0.0

リハビリテーション事業所・医療提供施設票 問7
【該当全サービス種別合計】

図表 機能訓練指導員の保有する資格ごとの実施した業務について

	回答数	評能 A 価・D を認 行知・ つ機 身た能体 等機 の	の機 能訓 練の 内 容 へ	し夫 介日 た等護 常 にの生 つ留活 い意 にて点 お 助や け 言工 る	その 他	無 回答
全体	1009	754	925	846	68	7
	100.0	74.7	91.7	83.8	6.7	0.7
看護師	279	212	256	235	17	3
	100.0	76.0	91.8	84.2	6.1	1.1
准看護師	256	202	242	218	20	1
	100.0	78.9	94.5	85.2	7.8	0.4
理学療法士	178	129	156	145	20	2
	100.0	72.5	87.6	81.5	11.2	1.1
作業療法士	124	78	112	103	7	1
	100.0	62.9	90.3	83.1	5.6	0.8
言語聴覚士	29	22	25	24	1	0
	100.0	75.9	86.2	82.8	3.4	0.0
柔道整復師	64	46	60	51	1	0
	100.0	71.9	93.8	79.7	1.6	0.0
あん摩マッサージ指圧師	40	32	38	36	1	0
	100.0	80.0	95.0	90.0	2.5	0.0
はり師	15	12	13	14	0	0
	100.0	80.0	86.7	93.3	0.0	0.0
きゅう師	11	10	10	10	0	0
	100.0	90.9	90.9	90.9	0.0	0.0

(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

7. 生活機能向上連携加算の算定に関わる職種における連携に対する意識等

4)リハ事業所等が助言した内容

(リハビリテーション事業所・医療提供施設票)

- リハ事業所等の種類別での助言した内容について、「運動メニューに関するもの」「動作アセスメントのポイントに関するもの」との回答が多かったが、大きな差はなかった。
- 事業所・施設に所属する機能訓練指導員の保有する資格別での助言した内容についても、「運動メニューに関するもの」「動作アセスメントのポイントに関するもの」との回答が多かったが大きな差はなかった。

リハビリテーション事業所・医療提供施設票 問10
【全サービス種別合計】

図表 リハ事業所等の種類ごとの助言した内容

	回答数	開ト動する作るボアもイセのンストメニン	関運するメモニのユー	す上灌食るのな事も留ど、の意日清点常掃に生、関活洗	環の椅面置やでなテのどい	の実社会に参開する活動のどー	その他	無回答
全体	1058	1009	1021	911	832	766	90	8
	100.0	95.4	96.5	86.1	78.6	72.4	8.5	0.8
指定訪問リハビリテーション事業所	144	136	140	129	126	114	13	1
	100.0	94.4	97.2	89.6	87.5	79.2	9.0	0.7
指定通所リハビリテーション事業所	188	177	182	162	161	155	14	2
	100.0	94.1	96.8	86.2	85.6	82.4	7.4	1.1
病院	268	253	253	228	218	194	22	4
	100.0	94.4	94.4	85.1	81.3	72.4	8.2	1.5
診療所	281	274	273	241	183	174	20	1
	100.0	97.5	97.2	85.8	65.1	61.9	7.1	0.4
介護老人保健施設	159	154	156	136	130	118	19	0
	100.0	96.9	98.1	85.5	81.8	74.2	11.9	0.0
介護療養型医療施設	12	9	11	9	8	5	1	0
	100.0	75.0	91.7	75.0	66.7	41.7	8.3	0.0
介護医療院	6	6	6	6	6	6	1	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	16.7	0.0

リハビリテーション事業所・医療提供施設票 問10
【該当全サービス種別合計】

図表 機能訓練指導員の保有する資格ごとの助言した内容

	回答数	開ト動する作るボアもイセのンストメニン	関運するメモニのユー	す上灌食るのな事も留ど、の意日清点常掃に生、関活洗	環の椅面置やでなテのどい	の実社会に参開する活動のどー	その他	無回答
全体	1009	947	977	860	789	762	85	2
	100.0	93.9	96.8	85.2	78.2	75.5	8.4	0.2
看護師	279	262	273	236	216	211	26	1
	100.0	93.9	97.8	84.6	77.4	75.6	9.3	0.4
准看護師	256	245	251	213	209	194	16	0
	100.0	95.7	98.0	83.2	81.6	75.8	6.3	0.0
理学療法士	178	164	168	152	144	140	23	0
	100.0	92.1	94.4	85.4	80.9	78.7	12.9	0.0
作業療法士	124	115	114	110	96	96	8	1
	100.0	92.7	91.9	88.7	77.4	77.4	6.5	0.8
言語聴覚士	29	27	28	25	22	23	3	0
	100.0	93.1	96.6	86.2	75.9	79.3	10.3	0.0
柔道整復師	64	59	64	53	44	43	6	0
	100.0	92.2	100.0	82.8	68.8	67.2	9.4	0.0
あん摩マッサージ指圧師	40	38	40	33	28	28	3	0
	100.0	95.0	100.0	82.5	70.0	70.0	7.5	0.0
はり師	15	14	15	15	13	12	0	0
	100.0	93.3	100.0	100.0	86.7	80.0	0.0	0.0
きゅう師	11	11	11	11	10	9	0	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	90.9	81.8	0.0	0.0

(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

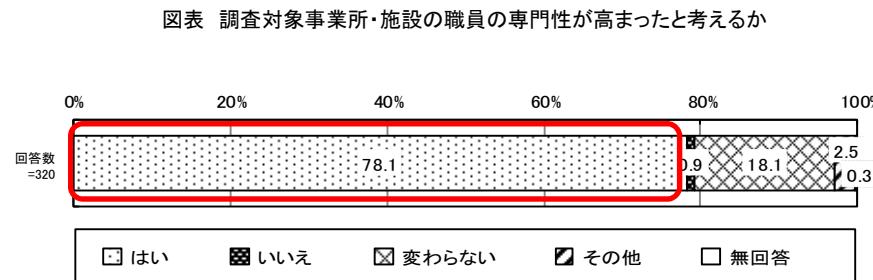
7. 生活機能向上連携加算の算定に関わる職種における連携に対する意識等

5)リハ事業所等からみた調査対象事業所・施設 及び職員の機能訓練に関する業務の改善状況

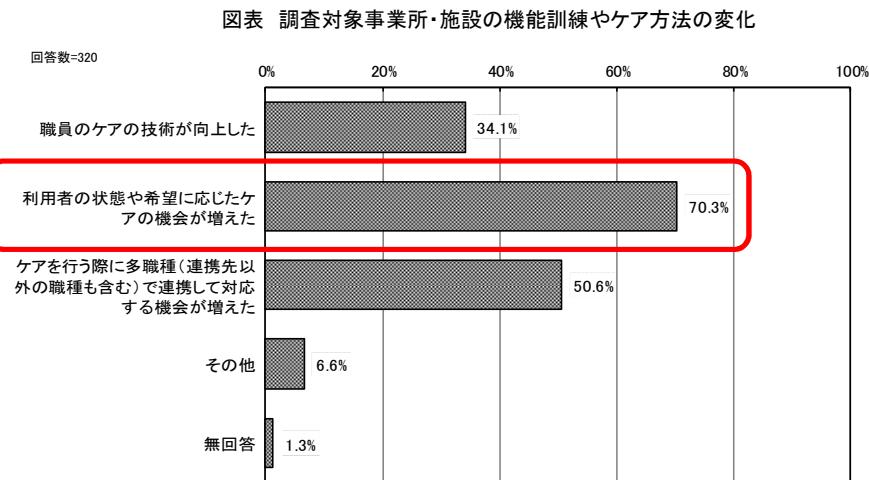
(リハビリテーション事業所・医療提供施設票)

- 事業所・施設の職員の専門性が向上したとしたリハ事業所等がサービス全体で約7～9割であった。
※但し、回答数が著しく少ない定期巡回・随時対応型訪問介護看護は除く。
- リハ事業所等からみた事業所・施設の機能訓練やケア方法の変化については、通所介護においては「利用者の状態や希望に応じたケアの機会が増えた」とするリハ事業所等が全体的に最も割合が高く、次いで「ケアを行う際に多職種で連携して対応する機会が増えた」、「職員のケアの技術が向上した」の順であった。

リハビリテーション事業所・医療提供施設票 問11【通所介護】



リハビリテーション事業所・医療提供施設票 問12【通所介護】



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

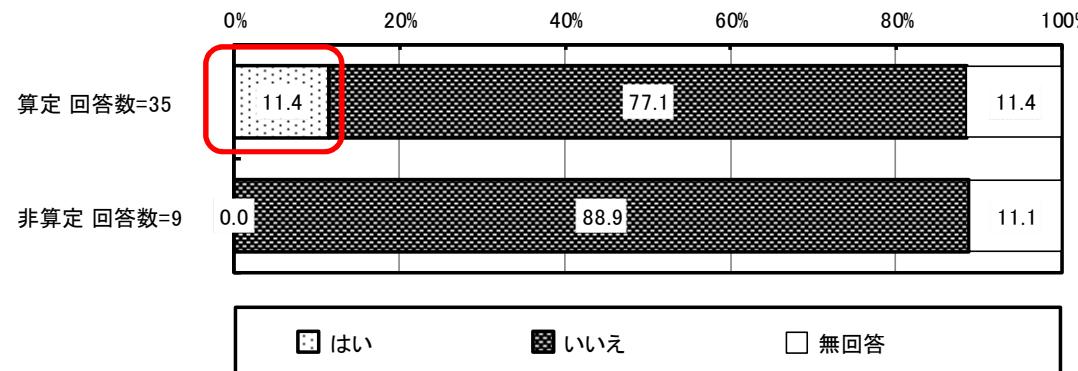
8. ICTを活用した動画等の活用による 利用者の状態把握の評価への影響

(調査対象事業所・施設票)

- ICTの活用状況について、生活機能向上連携加算(I)の算定にあたりICTを活用した割合は約1割～2割程度と低かった。
※但し、回答数が著しく少ない定期巡回・随時対応型訪問介護看護は除く。
- ICTの活用による利用者の状態の評価として、ICTを活用した影響について「利用者の自宅を訪問する必要がないので、リハ専門職等の協力が得やすくなつた」「利用者の状態が気になつたたびにすぐに確認ができるようになった」などの回答が挙げられた。

調査対象事業所・施設票 問2-10【小規模多機能型居宅介護】

図表 生活機能向上連携加算(I)の算定にあたりICTを活用した割合



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

参考. 生活機能向上連携加算に関するヒアリング調査結果について

【生活機能向上連携加算における連携の各主体へのヒアリング調査結果概要】

◆ 調査対象事業所・施設(訪問介護事業所)

➤ 利用者への効果

- ・利用者が、自宅でトイレに行けるようになりたいという目標を持ってデイケアでもリハビリを行っていたが、これに加え自宅でリハビリができ、利用者の目標が達成された。

➤ 職員の変化

- ・利用者の状態が良くなっていくという効果が目に見える形で現れたので、職員のケアに対する意欲が高まった。

➤ 連携先への報酬

- ・リハ事業所と調整し、無報酬での連携とした。

➤ 連携が上手くいった理由

- ・地域でのネットワーク会議でリハ事業所との関係が既にあったこと。また、行政が事業所同士の連携を促進する体制を作っていたことも大きい。

➤ より連携を促進するために検討すべきこと

- ・生活機能向上連携加算が無かつたら、連携したリハビリは行わなかつたと思う。算定要件を見て、当事業所でもできそうだと思ったことが加算算定に向かって一歩として大きかった。

◆ リハ事業所

➤ 利用者への効果

- ・リハビリテーションマネジメント加算3の算定に係るリハビリと併せて行った結果、目標として掲げていた排泄を上手に行うという目標が達成できた。

- ・リハ事業所を利用し始めたときは上手く歩けなかったが、今は一本杖で歩けるようになった。

➤ 同一法人か他法人かの違いによる加算算定のしやすさ

- ・同一法人内と他法人でと基本的に変わらない。しっかりと電話でのやりとりができるれば他法人とも連携できる。

➤ ICTの利用について

- ・現場で見ている状況に比べたら情報量は劣るが、映している範囲が的確であれば、動画でもかなりの情報を把握できる。

◆ ケアマネジャー

➤ 利用者への効果

- ・目標が具体的になったことで利用者本人のリハビリに対するやる気が出た。

➤ ケアプランの変化

- ・リハ事業所がより深く関わることで、目標がより細かく具体的になった。

➤ 連携のきっかけ

- ・当初加算の存在自体を知らなかつたが、連携元の訪問介護事業所の訪問介護員から加算の存在を知られたのがきっかけ。

(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

9. 機能訓練指導員へのはり師、きゅう師の追加による影響

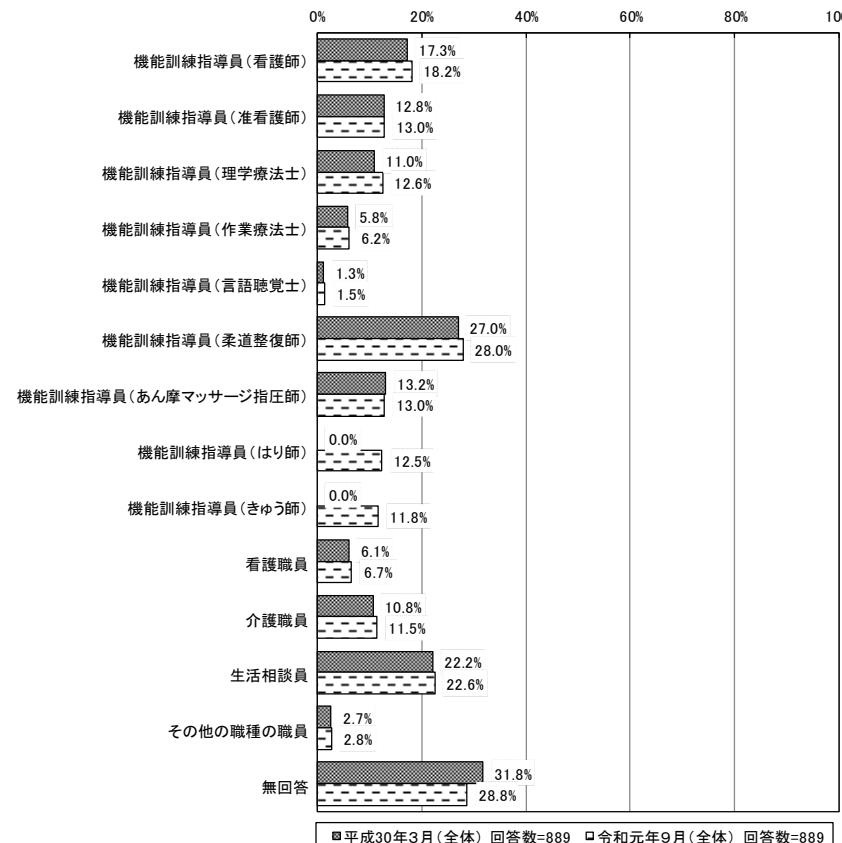
1) 機能訓練指導員の業務の状況

(機能訓練指導員票)

- 個別機能訓練計画等を作成したことがある職種は、平成30年3月と令和元年9月の2時点において、はり師・きゅう師以外の職種で大きな違いはみられない。
- 令和元年9月において、回答のあった各サービスの事業所・施設の約5%～20%において、はり師・きゅう師の資格を持つ機能訓練指導員が個別機能訓練計画等の作成を行っていた。

機能訓練指導員票 問12(通所介護)

図表 個別機能訓練計画等を作成したことがある職種



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

9. 機能訓練指導員へのはり師、きゅう師の追加による影響

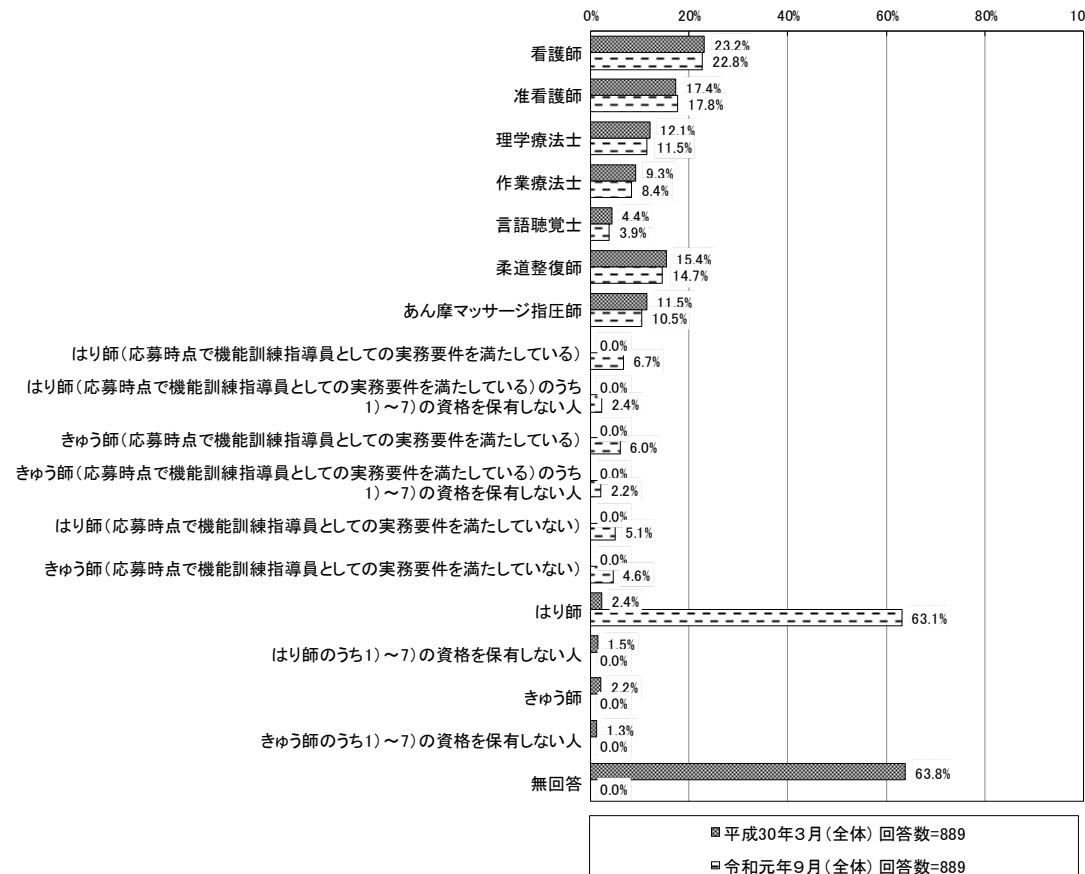
(機能訓練指導員票)

2) 機能訓練指導員の募集の状況

- 機能訓練指導員の資格別の募集状況について、①平成28年10月から平成30年3月の期間と②平成30年4月から令和元年9月の期間において、はり師・きゅう師以外の資格では、大きな変化は見られなかった。
- また、平成30年4月から令和元年9月の期間において、はり師又はきゅう師の募集が行われたことが確認できた。※認知症対応型通所介護を除く

機能訓練指導員票 問14(通所介護)

図表 機能訓練指導員またははり師/きゅう師の募集の有無



(2). 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究一式

9. 機能訓練指導員へのはり師、きゅう師の追加による影響

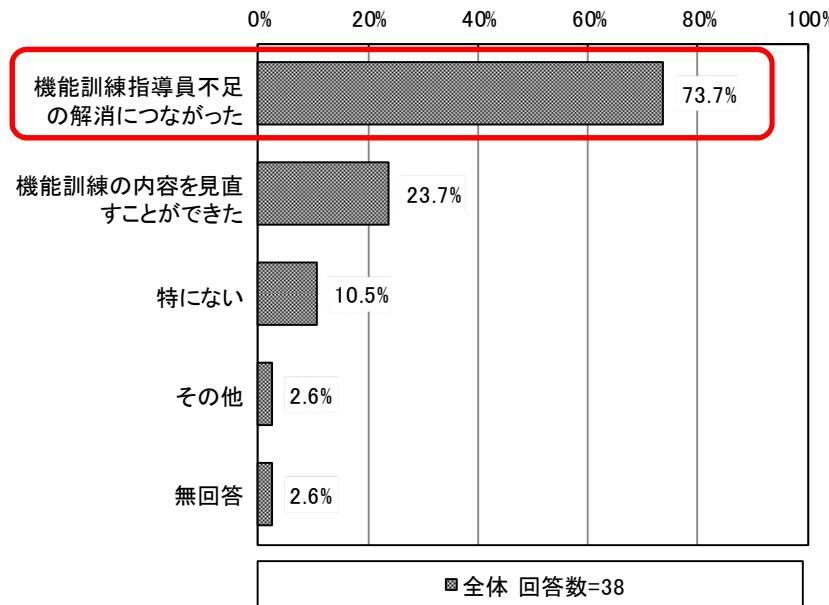
3) 雇用するメリット、雇用しない理由

(機能訓練指導員票)

- はり師・きゅう師の追加によるメリットについては、「機能訓練指導員不足の解消につながった」とした事業所・施設が、対象とするサービスごとに約7～10割(注1)で、次いで「機能訓練の内容を見直すことができた」は約2割(注2)であった。
 - はり師・きゅう師の資格のみを有する者を雇用していない理由としては、「既に機能訓練指導員が充足しているため」とした事業所・施設が、対象とする各サービスごとに約7～10割であった(注3)。
- (注1)回答のあった通所介護及び特定施設入居者生活介護において
(注2)回答のあった通所介護において
(注3)回答のなかった認知症対応通所介護を除く

機能訓練指導員票 問17(通所介護)

図表 はり師・きゅう師の追加によるメリット



機能訓練指導員票 問19(通所介護)

図表 はり師/きゅう師の資格のみを有する者を雇用していない理由

